

行動計画

社員が仕事で子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和7年12月8日から令和17年12月8日までの10年間

2.内容

目標1：育児休業の取得状況を100%にする。

（育児休業取得を希望しない者は除く）

（対策）

- 令和8年1月～社員の具体的なニーズ調査、検討チームの設置及び検討開始
- 令和8年4月～育児休業制度の拡充（休業期間の延長、複数回取得可、有給とする等）
- 令和8年4月～育児休業制度や運用についての管理職への研修の実施
社内広報誌や説明会の実施などによる社員への育児休業制度の周知徹底

目標2：計画期間内に、時間外労働・休日労働の月平均時間を40H以下にする。

（対策）

- 令和8年1月～社員の具体的なニーズ調査、検討チームの設置及び検討開始
- 令和8年4月～制度の導入
- 令和8年4月～社内広報誌や説明会による社員への短時間勤務制度の周知徹底